

学校における 食物アレルギー対応マニュアル

【4訂】



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

平成30年3月

埼玉県教育委員会

はじめに

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が学校生活を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。

埼玉県教育委員会では、平成26年6月に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、市町村立学校、県立学校におけるマニュアルの整備、教職員の共通理解等、食物アレルギー対応に係る体制整備が図られています。

その後、文部科学省より平成27年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」が発行されました。これに基づき、「学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置いたしました。

この検討委員会は、学校における食物アレルギー対応に関する課題を把握し、支援体制の充実を図ることを目的とし「マニュアル等の作成」、「実態調査」、「誤食事例等の収集・フィードバック」、「研修の実施」について協議しております。

このたび、検討委員会で協議を行い、埼玉県における食物アレルギー対応の基本方針を定め、これまでの「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を改訂し、4訂版として、本書を発行することとなりました。

食物アレルギーの対応は、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、調理場及び教育委員会、医療機関、消防機関が連携し、組織的に対応することが重要です。

ぜひ、本マニュアルを踏まえ、より一層安全・安心で確実な食物アレルギー対応の実現に取り組んでいただくようお願いいたします。

終わりに、本マニュアルの作成に当たり、御尽力いただきました検討委員会の委員の皆様、関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月
埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
加藤 健次

目 次

埼玉県における食物アレルギー対応の基本方針	1
I 学校生活全般	2
1 食物・食材を扱う授業・活動（校内）	
2 運動（体育・部活動等）	
3 食事や宿泊を伴う校外活動	
4 児童・生徒への対応について	
【学校における食物アレルギー対応フローチャート】	5
II 学校給食における対応	6
【給食実施のながれ】	7
III 緊急時の対応	9
【食物アレルギー緊急時対応マニュアル】	11
【事故発生時（アナフィラキシー）の教職員緊急対応マニュアル】	12
IV 研修	13
V 様式集	14

埼玉県における食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒も含めたすべての児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう全ての学校で取組が必要です。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の対応は、いつどこで起きるかわかりません。今まで何の症状も発症したことの無い児童生徒が、食物アレルギー症状を発症することも少なくありません。そのため、学校管理下にあるすべての活動において、食物アレルギーを有する児童生徒に対する配慮について、想定し、検討しておく必要があります。

学校における食物アレルギー対応について

○食物アレルギーの理解と正確な情報の把握・共有

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、医師の診断による「学校生活管理指導表」の活用を徹底する。

○日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組を行う。
- ・保護者、医療機関（主治医、学校医）、消防機関等と連携をとり、組織として事故を予防する。

○緊急時の対応

- ・全職員が食物アレルギー対応やアナフィラキシーの正しい知識をもち、対応できるよう研修会を実施し、体制を整備する。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

◎食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。

そのためにも、安全性を最優先とする。

◎食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

◎「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

◎安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

◎学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

◎教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

I 学校生活全般

1 食物・食材を扱う授業・活動（校内）

○ 調理実習（授業、クラブ活動など）

※食物アレルギー対応調理実習計画表（様式集参照）を作成する。

学級担任、教科担任等は、使用する予定の食品を保護者に伝え、アレルギーとなる食品が含まれていないかを事前に確認してもらう。

食品の原材料表示やアレルギー物質表示にも注意し、アレルギーが含まれる場合は、別メニューにする等の配慮を行う。ごく少量の原因物質で重篤化する児童生徒がいる場合は、原則、コンタミネーションの危険がある食品は使用しない。

○ 給食当番や後片付け、掃除当番、牛乳パックの洗浄作業やリサイクル活動など

皮膚に接触するだけで発症する重篤な症状のある児童生徒には、アレルギーに接触する可能性のある作業は行わせない。

○ 牛乳パック、卵のパック、お菓子の箱、卵の殻、小麦粘土等を使った図工授業

図工の授業では、様々な材料を使用することがあるが、使用前には、保護者に説明し、必要に応じて代わりとなる物を準備する。

○ 豆の栽培、収穫、植物の観察等

植物に触れたり、触れた手で目の周囲を触ったりすることで、症状を呈することがある。該当する植物でアレルギー症状を起こす可能性のある児童生徒には、触れさせない。

○ 体験授業・学習等

そば打ち体験、味噌作り体験、果物狩り等、様々な体験授業・学習があるが、食品を取り扱う場合には、必ずアレルギーの有無を確認し、保護者にも説明する。必要に応じて代わりになる物を準備する。準備できない場合には、食品に触れずに見学とする。

○ 災害時の炊き出し、災害用備蓄食料

災害用の備蓄食料（乾パンなど）を学校で備える場合には、表示をよく確認し、アレルギーが含まれない食品を準備する。

なお、災害時の誤食防止のため、平時から震災時の対応について保護者に情報提供を行っておくことが望ましい。

2 運動（体育・部活動等）

アナフィラキシーの既往のある児童生徒について、運動がリスクとなるのかどうかを把握し、運動する機会が多い学校生活を安全に管理する。

【運動誘発アナフィラキシー】

- 保護者と相談し運動制限の基準を決める。

【食物依存性運動誘発アナフィラキシー】

- 運動前4時間以内は、原因食物の摂取を避ける。
- 原因食物を食べた場合、以後4時間の運動は避ける。
- 保護者と相談して運動を管理する。

3 食事や宿泊を伴う校外活動

食事や宿泊を伴う校外活動は、貴重な体験であり、食物アレルギーの児童生徒も可能な限り参加できるよう配慮する。

【食事等の配慮】

- 宿泊先や昼食場所等での食事内容、体験学習の内容について事前に詳細に確認し、保護者に伝え相談する。対応についても確認する。
- 食物アレルギーを有する児童生徒の概要を宿泊先に伝える。どのような対応が可能かを確認する。
- 保護者と宿泊先等が直接連絡をとり、食事の内容等の話し合いができるように配慮し、結果を学校にも報告するよう求める。
- 児童生徒間での弁当やお菓子のやりとりに注意し、おやつや飲み物・自由行動中の飲食についても注意する。

【現地での体験や宿泊施設等の配慮】

- 食物・食材を扱う可能性のある活動については、校内と同様に配慮する。（乳搾り体験、果物狩り、魚釣り、菓子作り等）
- そば殻の枕等、アレルゲンに接触する可能性のあるものを確認し、配慮する。
- 浴槽に入れる物がある場合にはアレルゲンになりうるものがないか確認する。（牛乳風呂や柑橘系の果物を入れる浴槽等）

【医薬品や緊急時の対応の確認】

- アレルギー症状が出たときの対応や通常使用している医薬品等が「食物アレルギー個別取組プラン」に記載されているものと変更が生じていないか保護者に確認する。

- 受診時には、医薬品名や服用の有無を申告する必要があるので、学校は児童生徒が服用している医薬品名や容量等を把握しておく。
- 緊急時に現地で受診する医療機関の情報を収集し、連絡体制、対応、救急搬送等について、保護者及び引率教職員間での、共通理解を図る。

4 児童・生徒への対応について

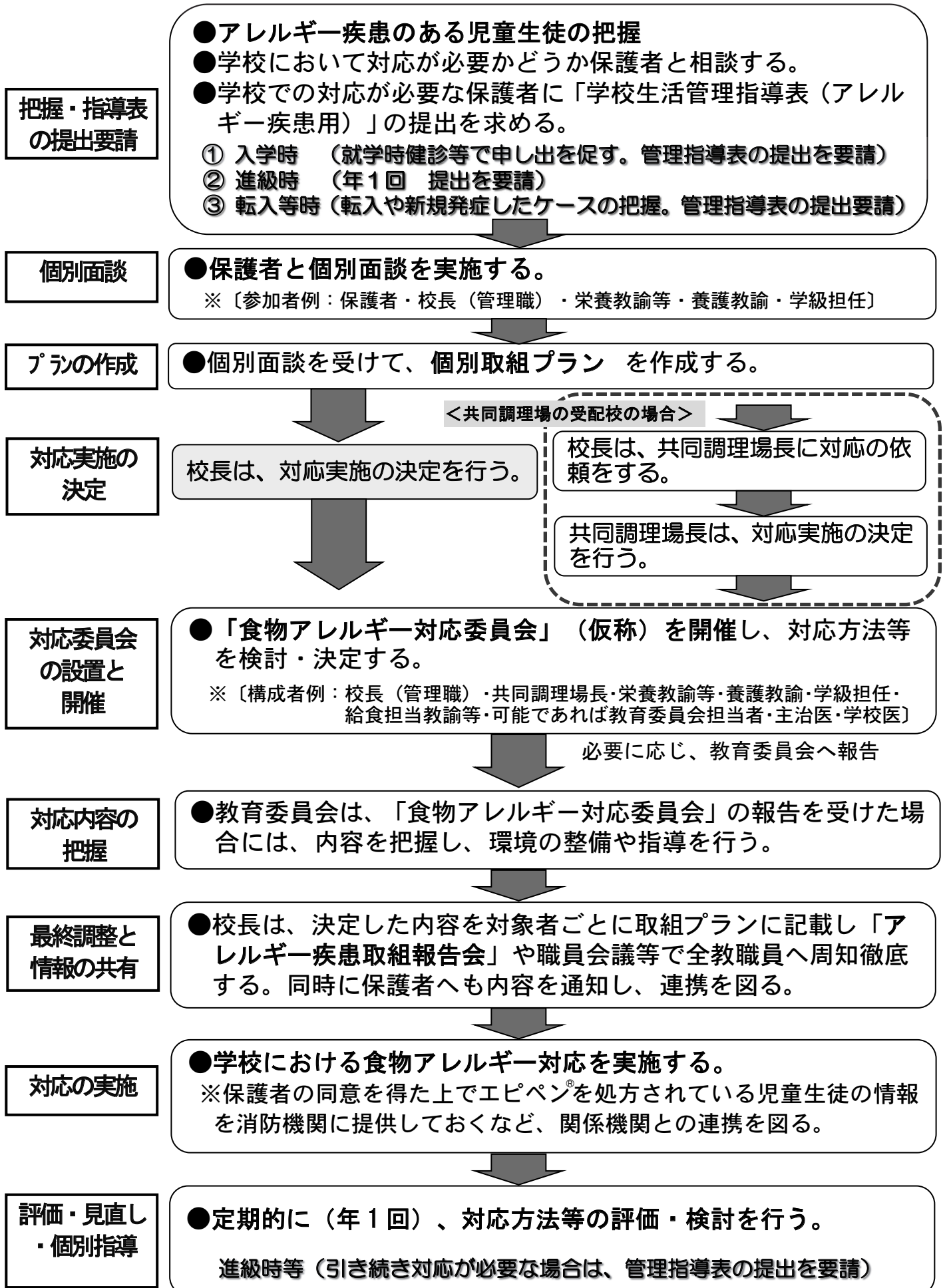
【アレルギーを有する児童生徒への対応】

- アレルギーを有する児童生徒から、学校生活における相談を受けた場合には、個別に応じる。ただし、医学的な相談内容については医師の判断を仰ぐよう指導する。必要に応じて、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」という。）の提出又は再提出を依頼する。

【一般の児童生徒への保健指導】

- 新規発症例の報告が多いことから、アレルギーについての基礎知識を伝えるなど保健指導を行う。
- アレルギーを有する児童生徒がいる場合、周囲の児童生徒もアレルギーについて理解しておく必要がある。アレルギーの基礎知識のほか、どのような配慮が必要かなどについても保健指導を行う。その際には、該当の児童生徒、保護者の意向を十分確認する。

学校における食物アレルギー対応フローチャート



Ⅱ 学校給食における対応

食物アレルギーを有する児童生徒であっても、他の児童生徒と同じように給食時間や学校生活が過ごせるよう、医師の指示に従い、対応可能な範囲で給食を提供します。

なお、学校給食において対応を行う場合は、管理指導表が保護者から提出されていること、管理指導表を踏まえた個別の取組プランを作成することを必須とします。

対応としては【レベル1】詳細な献立表対応、【レベル2】一部弁当対応、【レベル3】除去食対応、【レベル4】代替食対応に大別されます。

学校及び調理場の状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）と食物アレルギーの児童生徒の実態（重症度や除去品目数、人数など）を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を検討することが大切です。

また、どのレベルの対応であっても、以下の事を確認することが重要です。

①（学校-調理場-家庭）三者の連携体制（対応に関する確認、誤食時の対応など）を強化します。

献立の内容を各家庭に事前に周知し、保護者に内容の確認を得てから学校での対応を実施するなど、三者が共通理解をしながら誤食事故を防止します。

② 対応内容について、保護者の理解を得るとともに、学級において他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけにならないように十分に配慮する必要があります。

③ 教職員全員は食物アレルギーについて研修を積み、資質の向上に努めます。

④ 特に単独調理場で、栄養教諭／学校栄養職員が常時勤務できない兼務校においては、食材確認、調理指導、教職員全員への周知徹底などの確認体制をさらに強化、明確にする必要があります。

【用語解説】

- ① 詳細な献立表対応：学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配布し、それを元に保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食物を除外しながら食べる対策を指します。
- ② 弁当対応：全ての学校給食に対して弁当を持参させる“完全弁当対応”と、普段除去食や代替食対応をしている中で、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる“一部弁当対応”があります。
- ③ 除去食：申請のあった原因食物を除いた学校給食を指します。
- ④ 代替食：申請のあった原因食物を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供される学校給食を指します。

給食実施のながれ

○調理方式や、栄養教諭等の配置状況により、対応は異なります。
 ○実施にあたっては、校内での連携した指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図ります。
 ○対象となる児童生徒の症状に応じて、安全を確保できることを確認した上で実施してください。

献立作成

- ア) アレルゲンとなる食品が、対象児童生徒のすべての料理に入らないようにする。
- イ) 施設設備や人的に無理がないようにする。
- ウ) 作業工程や動線が複雑にならないようにする。
- エ) 調味料や加工食品の原材料を調査する。（製造業者が通告なく変更する場合もある。）

配布用 献立表作成

- ア) アレルゲンとなる食品がわかる表示をする。（サラダ→卵サラダ、オムレツ→チーズ入りオムレツ等）
- イ) 記入もれや間違いがないよう複数の関係者が確認する。
- ウ) 全体への配布前に、担任や保護者に配布する。

発注

- ア) 事前に可能な限りアレルゲン情報を把握する。調味料や加工食品は、業者にアレルギー表示やコンタミネーション（混入）など、アレルゲンに関する情報を確認する。

検収

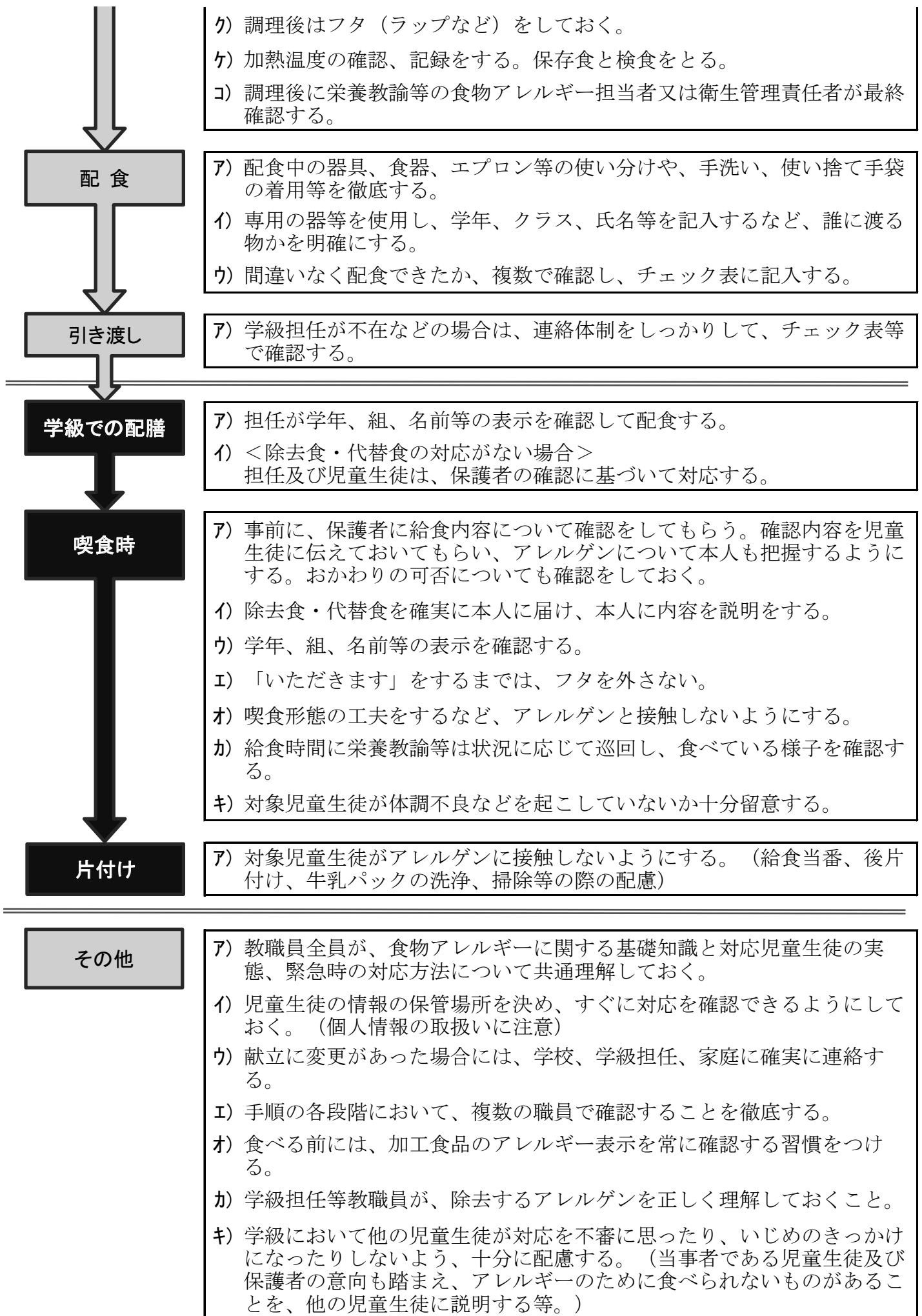
- ア) 納品されたものが、発注した物であるか、確実に検収する。調味料や加工食品の場合、製造者、商品名、原材料（製造業者が通告なく変更する場合もある。）を確認する。
- イ) 共同調理場の受配校において、デザート等が納入業者から直接納入される場合は、受配校の検収責任者が検収し確認する。
- ウ) 除去対象のものが含まれている場合は、速やかに栄養教諭等の食物アレルギー担当者又は衛生管理責任者に連絡する。

作業工程 の確認

- ア) 調理指示書、作業工程表、作業動線図を作成し、綿密な打合せをする。
 - ☆ 調理指示書：使用する食材、器具、食器、調理手順、取り分けるタイミング等
 - ☆ 作業工程表：担当者、作業手順、取り分けるタイミング、エプロン等の使い分け、使い捨て手袋の使用、ふたの使用等
 - ☆ 作業動線図：作業場所、動線、器具等を明確に分離する。

調理

- ア) 調理担当者を明確にして、コンタミネーションが起これないようにする。
- イ) 調理場や衣類の清潔管理。
- ウ) 手洗いや、使い捨て手袋の適切な使用を徹底する。
- エ) 複数の対応食を調理する場合は、取り分ける鍋やおたまなどを変えたり、器の形状を変えるなどする。
- オ) 常に対象児童生徒の名前と対応内容（「除去食」または「代替食」、原因物質等）がわかるように表示する。
- カ) 取り分けたり、食材を加えたりする際には、複数の人で確認する。
- キ) 時間差をつけるなどして、同時に同じ場所で複数のアレルギー対応食を調理しないようにする。



㌾) 調理後はフタ（ラップなど）をしておく。
 ㌿) 加熱温度の確認、記録をする。保存食と検食をとる。
 ㍀) 調理後に栄養教諭等の食物アレルギー担当者又は衛生管理責任者が最終確認する。

配食

ア) 配食中の器具、食器、エプロン等の使い分けや、手洗い、使い捨て手袋の着用等を徹底する。
 イ) 専用の器具を使用し、学年、クラス、氏名等を記入するなど、誰に渡る物かを明確にする。
 ウ) 間違いなく配食できたか、複数で確認し、チェック表に記入する。

引き渡し

ア) 学級担任が不在などの場合は、連絡体制をしっかりとって、チェック表等で確認する。

学級での配膳

ア) 担任が学年、組、名前等の表示を確認して配食する。
 イ) <除去食・代替食の対応がない場合>
 担任及び児童生徒は、保護者の確認に基づいて対応する。

喫食時

ア) 事前に、保護者に給食内容について確認をしてもらい、確認内容を児童生徒に伝えておいてもらい、アレルゲンについて本人も把握するようにする。おかわりの可否についても確認しておく。
 イ) 除去食・代替食を確実に本人に届け、本人に内容を説明をする。
 ウ) 学年、組、名前等の表示を確認する。
 エ) 「いただきます」をするまでは、フタを外さない。
 オ) 喫食形態の工夫をするなど、アレルゲンと接触しないようにする。
 カ) 給食時間に栄養教諭等は状況に応じて巡回し、食べている様子を確認する。
 キ) 対象児童生徒が体調不良などを起こしていないか十分留意する。

片付け

ア) 対象児童生徒がアレルゲンに接触しないようにする。（給食当番、後片付け、牛乳パックの洗浄、掃除等の際の配慮）

その他

ア) 教職員全員が、食物アレルギーに関する基礎知識と対応児童生徒の実態、緊急時の対応方法について共通理解しておく。
 イ) 児童生徒の情報の保管場所を決め、すぐに対応を確認できるようにしておく。（個人情報の取扱いに注意）
 ウ) 献立に変更があった場合には、学校、学級担任、家庭に確実に連絡する。
 エ) 手順の各段階において、複数の職員で確認することを徹底する。
 オ) 食べる前には、加工食品のアレルギー表示を常に確認する習慣をつける。
 カ) 学級担任等教職員が、除去するアレルゲンを正しく理解しておくこと。
 キ) 学級において他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけになったりしないよう、十分に配慮する。（当事者である児童生徒及び保護者の意向も踏まえ、アレルギーのために食べられないものがあることを、他の児童生徒に説明する等。）

Ⅲ 緊急時の対応

食物アレルギー・アナフィラキシー症状発症時は、緊急の対応を要します。緊急時に備えて、すべての教職員が適切な対応がとれるよう情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

なお、対応は、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「事故発生時（アナフィラキシー）の教職員緊急対応マニュアル」に沿って実施します。

○ 搬送先医療機関について

アナフィラキシー既往者、アドレナリン自己注射薬（以下「エピペン®」という。）を保持等している児童生徒については、個別取組プラン作成時に緊急時連絡先医療機関の確認を行います。

また、定期的に医療機関（学校医・主治医等）、消防機関と情報を共有し、連携を図ります。

なお、宿泊を伴う校外活動においても、緊急時の搬送先の医療機関を調査・確認しておくことが必要です。

○ エピペン®の使用について

「エピペン®」は、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬です。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされています。

教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、医師法違反になりません。

○ 食物アレルギーによる救急搬送の報告について

食物アレルギーにより救急搬送があった場合には、速やかに県保健体育課に報告する。

なお、市町村立学校については、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会は教育事務所を通して、県保健体育課に報告する。

○ 食物アレルギー症状の発症事例等報告について

学校において食物アレルギー症状を発症した場合等には、食物アレルギー症状の発症事例等報告様式、様式1（学校給食）又は、様式2（学校給食以外）を用いて、次のア～ウに該当する事例について、県保健体育課へ報告する。

- ア 学校給食で提供された食品に起因して食物アレルギー症状を発症した事例
- イ 学校給食で提供された食品中に食物アレルギーを発症する原因食品が含まれていて、摂食したが、食物アレルギー症状を呈しなかった事例
- ウ 学校給食以外のすべての教育活動において何らかの原因により食物アレルギー症状が発症した事例

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がいたら子供から目を離さない

迷ったらエピペン® を打つ！

助けを呼び、人を集める

ただちに119番通報

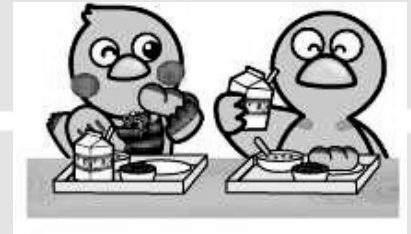
下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の
症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
- 数回の軽い咳



©埼玉県

消化器
の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返す吐き続ける
- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢
- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ
- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤
- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①エピペン®を使用
- ②救急車を要請(119番通報)
→緊急時連絡先医療機関に連絡
→保護者に連絡
- ③その場で安静を保つ
→歩かせない
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる
- ⑥仰向けにして足を上げる

緊急

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備
- ②速やかに医療機関を受診(救急車の要請も考慮)
- ③急速に進行する場合
→「緊急」の対応
- ④座位にして会話をしながら観察すると、急変に対する判断・対応がしやすい

受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②「急速に進行する」又は「悪化が予想される」場合
→「受診」「緊急」の対応
- ③少なくとも1時間は観察
完全によくなくなるまで目を離さない

注意

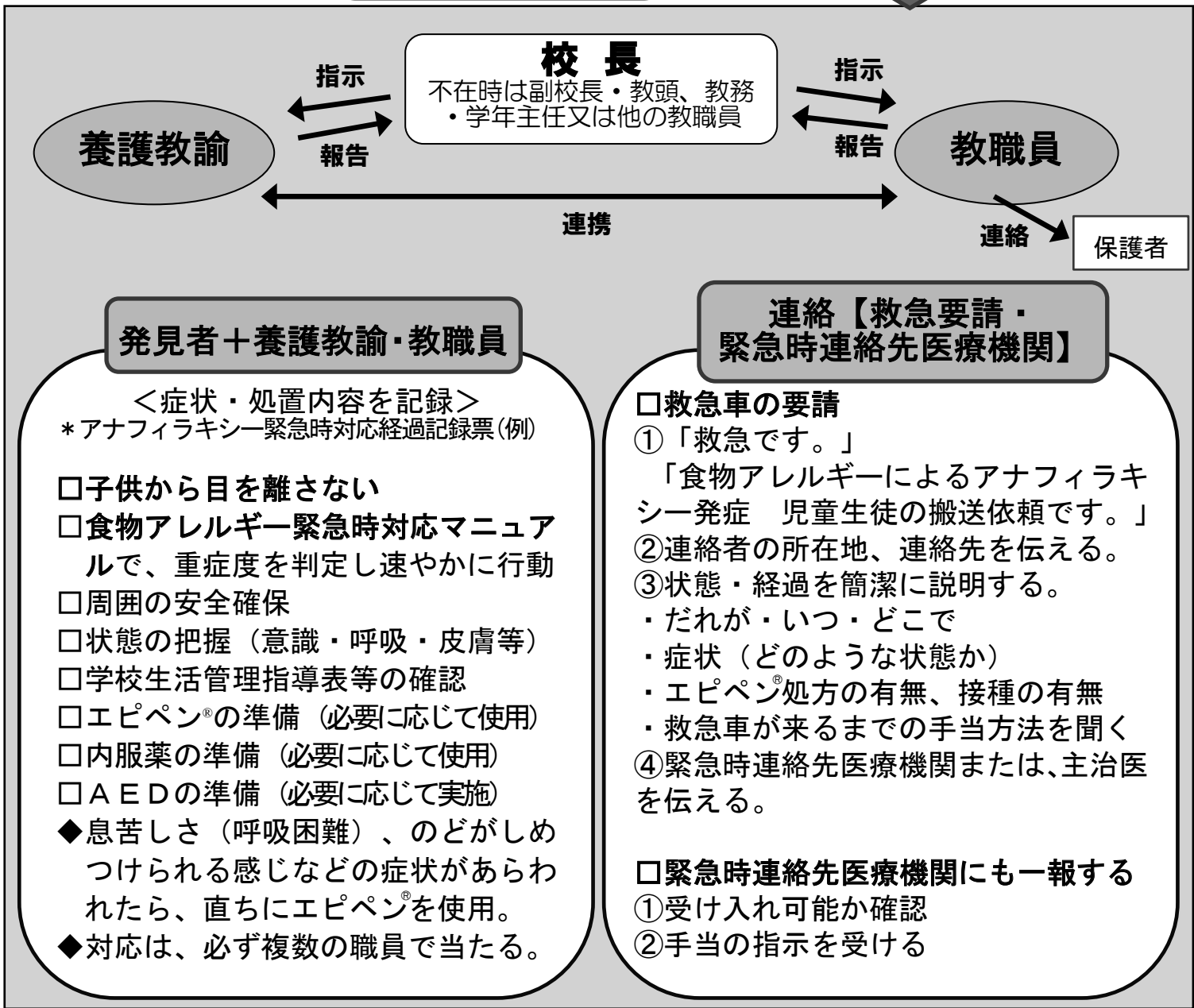
事故発生時 (アナフィラキシー) の教職員緊急対応マニュアル

事故発生・重症

複数で対応する
迷ったらエピペン®を打つ！
ただちに119番通報

発見者

- 子供から目を離さない
- 事故発生の連絡 (近くの教職員・児童生徒など)



発見者＋養護教諭・教職員

＜症状・処置内容を記録＞

* アナフィラキシー緊急時対応経過記録票 (例)

- 子供から目を離さない
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアルで、重症度を判定し速やかに行動
- 周囲の安全確保
- 状態の把握 (意識・呼吸・皮膚等)
- 学校生活管理指導表等の確認
- エピペン®の準備 (必要に応じて使用)
- 内服薬の準備 (必要に応じて使用)
- AEDの準備 (必要に応じて実施)
- ◆ 息苦しさ (呼吸困難)、のどがしめつけられる感じなどの症状があらわれたら、直ちにエピペン®を使用。
- ◆ 対応は、必ず複数の職員で当たる。

連絡【救急要請・緊急時連絡先医療機関】

- 救急車の要請
 - ① 「救急です。」
「食物アレルギーによるアナフィラキシー発症 児童生徒の搬送依頼です。」
 - ② 連絡者の所在地、連絡先を伝える。
 - ③ 状態・経過を簡潔に説明する。
 - ・だれが・いつ・どこで
 - ・症状 (どのような状態か)
 - ・エピペン®処方の有無、接種の有無
 - ・救急車が来るまでの手当方法を聞く
 - ④ 緊急時連絡先医療機関または、主治医を伝える。
- 緊急時連絡先医療機関にも一報する
 - ① 受け入れ可能か確認
 - ② 手当の指示を受ける

【救急車を要請したら】

- ① 救急隊からの電話に対応できるよう、通報時に伝えた連絡先は常につながるようにしておく。
- ② 管理指導表、症状・処置内容を記録した用紙の写しを準備。
- ③ 児童生徒の保険証の写し、エピペン® (使用済みも) を持参。
- ④ 状況を説明できる職員が同乗する。

【その他】

- ◇ 他の児童生徒への対応
- ◇ 救急車の誘導
- ◇ 同乗者の準備
- 教育委員会へ報告
(→教育事務所→保健体育課)

IV 研修

食物アレルギーを有する児童生徒の対応は、いつどこで起きるかわかりません。また、今まで何の症状も発症したことのない児童生徒が、食物アレルギー症状を発症することも少なくありません。

そのため、全ての教職員が正しい知識を持ち、情報の共有を図ることにより、食物アレルギーを有する児童生徒が安心して学校生活を送れるよう日頃から備える必要があります。

また、緊急時にも適切な対応が図れるように、実践的な研修を定期的実施します。

なお、研修を行うに当たっては、(公財)日本学校保健会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応資料」を活用するほか、医療関係者、消防機関等の関係機関と連携をとり実施します。

○県教育委員会

全教職員（管理職、教諭、養護教諭、栄養教諭等、調理員、その他関係者）が学ぶ機会をもてるよう定期的に研修会を実施します。

○市町村教育委員会

教育委員会等の職員や全教職員が継続的に学ぶ機会を持つことが大事です。

また、校内研修の実施を促し、研修の受講機会や時間確保について、管理者に働きかけることが必要です。

○各学校（校内研修）

全職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識をもち、エピペン[®]を正しく扱えるように実践的な研修を定期的実施します。

また、校内や関係機関、保護者との連携体制を把握し、教職員の役割分担を確認します。

V 様式集

- 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)
- 主治医の先生へ
学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の作成についてのお願い
- 保護者の方へ
食物アレルギー疾患のある児童生徒への対応について
- 食物アレルギー個別取組プラン(兼アレルギー緊急時個別対応票)
- * アナフィラキシー緊急時対応経過記録票(例)
- * アレルギー医療機関情報リスト(例)
- * 食物アレルギー対応献立表(例)
- * 食物アレルギー対応調理実習計画書(例)
- ** 食物アレルギー対応作業工程表(例)【牛乳除去】
- ** 食物アレルギー対応作業動線図(例)【牛乳除去】
- 食物アレルギー症状の発症事例等報告様式
 - ・様式1(学校給食)「学校給食で誤食があった事例報告」・「学校給食が原因で食物アレルギー症状が発症した事例報告」
 - ・様式2(学校給食以外) 学校において食物アレルギー症状が発症した事例報告(学校給食が原因でない場合)

※「○*」は、「学校の管理下における食物アレルギーへの対応 調査研究報告書」
(平成23年3月(独)日本スポーツ振興センター)から転載・改変

※「○**」は、「学校給食調理従事者研修マニュアル」(平成24年3月 文部科学省)から
転載

病型・治療		学校生活上の留意点	
気管支ぜん息 (あり・なし) A. 重症度分類 (発作型) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬 (吸入薬) 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 4. その他 (_____) B-2. 長期管理薬 (内服薬・貼付薬) 1. テオフィリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他 (_____)	C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応 (自由記載)	A. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いいため不可 動物名 (_____) C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	緊急時連絡先 ★保護者 電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ (印) 医療機関名 _____
アトピー性皮膚炎 (あり・なし) A. 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 <small>*軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、水疱、苔癬化などを伴う病変</small> B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 3. 保湿剤 4. その他 (_____) B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 (_____) C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	A. フール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いいため不可 動物名 (_____) C. 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴 D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	学校生活上の留意点 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ (印) 医療機関名 _____	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし) A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 (_____) B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 (_____)	A. フール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	学校生活上の留意点 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ (印) 医療機関名 _____	

名前

男・女 平成 年 月 日生（ 歳）

学校 年 組

平成 年 月 日 提出日

病型・治療		学校生活上の留意点	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 食物（原因） 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他（ ） C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 〈 〉 2. 牛乳・乳製品 〈 〉 3. 小麦 〈 〉 4. ソバ 〈 〉 5. ビーナッツ 〈 〉 6. 種実類・木の实類 〈 〉（ ） 7. 甲殻類（エビ・カニ） 〈 〉 8. 果物類 〈 〉 9. 魚類 〈 〉 10. 肉類 〈 〉 11. その他1 〈 〉 12. その他2 〈 〉 D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	学校生活上の留意点 A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項（自由記載）	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他（ ）		学校生活上の留意点 A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
アレルギー性鼻炎 （あり・なし）		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名： _____

主治医の先生へ

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の

作成についてのお願い

学校では、食物アレルギー疾患を有し、学校での対応が必要な児童生徒の保護者に対して「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を配布し、原因食物の除去を指導している主治医に記載していただいた「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校へ提出していただくよう求めています。

必要に応じて、保護者を通じて学校からより詳細な情報提供や指導助言をお願いすることもありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

作成にあたっての留意点について

- 1 現在の状況及び今後1年間を通じて予想される状況を記載します。
- 2 食物アレルギーは、成長とともに寛解することがあるので、毎年対応の見直しが必要です。また、症状等に変化が無い場合であっても、配慮が必要な間は、毎年新しいものを学校へ提出することになっています。また、対応に変化があった場合は、年度内でも管理指導表にてお知らせください。
- 3 記載については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人 日本学校保健会）を参考にしてください。
参考 URL : <http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?fct=photo&p=51>
- 4 学校生活において、配慮や学校の対応が必要とする場合のみ作成するものです。
アレルギー検査が陽性でも、除去などの配慮が不要な食物については記入する必要はありません。
- 5 原因食物の除去を指導している主治医が記入してください。
判断に迷う場合や、より専門的な診療が必要な場合には、専門の医療機関を受診するよう紹介してください。
- 6 緊急連絡先医療機関については、「B.アナフィラキシー病型」や「D.緊急時に備えた処方薬 2.アドレナリン自己注射薬（エピペン®）」に○がついている場合には、必ず記載してください。緊急時の受入れができない場合には、専門の医療機関を紹介受診し、緊急時の対応について相談するよう保護者に指導してください。
- 7 食物アレルギー・アナフィラキシー病型について
過去にアナフィラキシーの既往がある場合には、左のアナフィラキシー欄の「あり」に○をつけてください。
アナフィラキシーとは「複数の臓器にわたり症状がみられた」場合を意味します。蕁麻疹だけが見られるものは含まれません。
- 8 診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり健康保険や子育て支援医療助成制度の対象外であり、料金は医療機関により異なります。

診断根拠（必須）

一般に食物アレルギーを血液検査だけで診断することはできません。実際に起きた症状と食物アレルギー負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせ、医師が総合的に診断します。したがって、学校生活管理指導表にはアレルギー検査のデータ等の記載は不要です。

食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまります。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられます。除去品目数が多いと食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には「除去根拠」欄を参考に、保護者と相談しながら慎重に診断をしていくことが必要です。

① 明らかな症状の既往

過去に、原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、診断根拠として高い位置付けになります。

ただし、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性化（食べられるようになること）することが知られています。実際に乳幼児早期に発症する食物アレルギーの子供のおよそ9割は就学前に耐性化するので、直近の1～2年以上症状が出ていない場合には、“明らかな症状の既往”は診断根拠としての意味合いを失っている可能性もあります。主な原因食物に対するアレルギーがあって、耐性化の検証が行われていない場合には、既に食べられるようになっている可能性も十分に考えられます。

② 食物負荷試験陽性

食物負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は上記①に準じたものと考えられるため、診断根拠として高い位置付けになります。ただし、①の場合と同様に主な原因食物についての1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えませんので、再度食べられるかどうか検討する必要があります。

また、アナフィラキシー症状を起こす危険性が高い場合や、直近の明らかな陽性症状、血液検査などの結果などによっては負荷試験の実施を省略して診断することもあります。

③ I gE 抗体などの検査陽性

鶏卵や牛乳などの主な原因食物に対する I gE 抗体値が高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合があります。しかし、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで、食物アレルギーを正しく診断することはできません。検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子供が多いのも事実です。そのような場合には記載する必要はありません。

*学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人 日本学校保健会）参照

【埼玉県教育委員会】

食物アレルギー疾患のある児童生徒への対応について

学校では、お子様が、「安全・安心」に学校生活を送ることができるように食物アレルギーに関する取組を行っています。保護者の方の御協力をお願いいたします。

食物アレルギー疾患に関して、学校における配慮や管理を必要とするかどうか、検討してください。

※学校生活における配慮や管理とは？

代替食・除去食が必要など、給食の配慮が必要。

食物・食材・植物等を授業で扱う場合に配慮が必要。

アドレナリン自己注射薬(エピペン®)、抗ヒスタミン薬などの処方薬を携帯している。

運動(体育・クラブ活動等)、校外活動などで配慮が必要など。

食物アレルギー疾患対応を希望する旨を学校に申し出て、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を受け取り、医療機関を受診してください。

医師が作成した学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を学校へ提出し、個別面談をします。

管理指導表を基に、学校生活における配慮や管理について御相談します。

給食だけではなく、食品を扱う授業や校外学習などについても御相談します。

全ての御要望にはお応えできない場合もありますので御了承ください。

例えば、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合は、事故防止のため、お弁当の持参をお願いする場合があります。

食物アレルギー疾患に対する取組が開始されます。

食物アレルギーの治療に関する情報

血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。食べられる範囲を正しく判断するためにはアレルギー専門医の下で行う「食物経口負荷試験」が必要な場合もあります。

埼玉県内で実施している医療機関は下記のとおりです。

さいたま	西部総合病院	西部	瀬戸病院	東部	越谷市立病院
さいたま	さいたま赤十字病院	南西部	埼玉病院	東部	獨協大学越谷病院
さいたま	さいたま市民医療センター	秩父	秩父市立病院	東部	草加市立病院
さいたま	自治医科大学附属さいたま医療センター	県央	北里大学メディカルセンター	利根	白岡中央総合病院
さいたま	埼玉県立小児医療センター	南部	戸田中央総合病院	利根	蓮田一心会病院
さいたま	さいたま市立病院	南部	済生会川口総合病院	利根	土屋小児病院
川越比企	愛和病院	南部	川口市立医療センター	北部	菊地病院
川越比企	埼玉医科大学病院	南部	埼玉協同病院	北部	深谷赤十字病院

食物経口負荷試験を実施している医療機関(H28.4埼玉県医師会調べ)

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について

1 はじめに

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)は、学校における安全と生活の質を左右する重要な書類です。食事制限を指導しているアレルギーの主治医とよく相談して記載を依頼してください。

乳児期に発症した即時型アレルギー反応の多くは成長とともに治癒すると考えられます。継続した受診をしていない場合には、診断を見直すよい機会です。医師と相談し、除去が必要か再評価してもらいましょう。

また、血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。アレルギー専門医と相談し、食物負荷試験をするなどして、必要最小限の除去をしましょう。

主治医から「記載できない」「食物負荷試験が必要」などの診断がでた場合にはアレルギーの専門医を紹介してもらおうとよいでしょう。

2 提出が必要な方

学校生活において、配慮や管理を必要とする場合に提出します。

配慮や管理とは、「食物アレルギーのために代替食・除去食が必要」、「アドレナリン自己注射薬、抗ヒスタミン薬などの処方薬を携帯している」などがあります。

食物アレルギーは自然寛解することが多いため、毎年見直す必要があります。

書類を記載してもらうだけでなく、食事制限を再評価する機会にしましょう。

3 発行料金

診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり医療機関により異なります。健康保険や乳幼児医療費助成制度の対象外です。

4 受診の準備

医師が御本人や保護者の方と相談しながら作成しますので、アレルギーの原因食品は何か、何故除去しているのか、家庭での摂取状況、以前の診断はどのようなものであったか等を正確に医師に伝える必要があります。

受診がスムーズにできるように、保護者の方も、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の内容を整理しておくとい良いでしょう。

*提出された管理指導表は、学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を学校職員、教育委員会、消防部局、医療機関等で共有します。

*また、個人情報を除いた項目について、統計処理し、学校における食物アレルギー対策のための基礎資料とさせていただきます。

(例)

食物アレルギー個別取組プラン (案 ・ 決定)
(兼 アレルギー緊急時個別対応票)

取組プラン (案) 検討日 平成 年 月 日
保護者説明・確認日 平成 年 月 日

平成 年度	年 組	番			
(ふりがな) 児童生徒名	性 別		<input type="checkbox"/> 男 子	<input type="checkbox"/> 女 子	
	生年月日		平成 年	月	日
保護者氏名			続 柄		
住 所			電話番号		

緊急連絡先

連絡順位	氏 名	続柄等	電話番号	連絡先	特記事項
1				自宅・職場・携帯	
2					
3					

かかりつけ医の情報

医療機関名		診 療 科	
主 治 医 名			
ID (カルテ) 番号			
住 所		電話番号	

かかりつけ以外に搬送する医療機関がある場合

医療機関名		診 療 科	
主 治 医 名			
ID (カルテ) 番号			
住 所		電話番号	

食物アレルギー・アナフィラキシーの原因と具体的な症状

	診断根拠
	①明らかな症状の既往
	②食物不可試験陽性
	③IgE 抗体等検査結果陽性

アナフィラキシー発症の有無

<input type="checkbox"/> 有 (回数: 回 ・ 原因:)
<input type="checkbox"/> 無

緊急時の対応

内服薬			
注射薬	エピペン 0.15mg	エピペン 0.3mg	(※いずれかに○印)
その他			
練習用エピペン®トレーナーによる訓練の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

(例)

家庭での食事・おやつ・外食等の対応方法（食物アレルギーの場合）

--

学校生活の中で、どのような配慮を希望しますか（給食・学校行事等）

--

学校給食における決定事項

詳細な献立表対応	
除去食対応	
給食（一部）停止	
その他	

その他 学校において配慮が必要な事項

	チェック欄	具体的な配慮と対応
食物・食材を扱う活動・授業		
運動		
宿泊を伴う活動		
持参薬		
エピペンの保管		
個人情報の管理		

その他 主治医から注意されていること 等

--

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を、学校全職員、教育委員会、消防部局、医療機関で共有することに同意します。

保護者署名 _____

アナフィラキシー緊急時対応経過記録票(例)

児童生徒氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日 () 歳

1. 誤食時間	平成 年 月 日 時 分							
2. 食べたもの								
3. 食べた量								
4. 処置	【処置】	・口の中のものを取り除く ・うがいをする ・手を洗う ・触れた部位を洗い流す						
	【内服など】	薬の使用(内容)				時 分		
	【注射】	エピペンの使用 あり なし				時 分		
5. 症状	部位	重症度レベル				部位	重症度レベル	
	【皮膚】	1	①部分的なじんましん、あかみ、かゆみ			【全身】	1	⑩普段よりやや元気がない
		2	②広範囲のじんましん、あかみ、強いかゆみ				2	⑪明らかに元気がない、立ってられない
	【粘膜】	1	③軽い唇や喉(まぶた)の腫れ				3	⑫横になりたがる、ぐったり
		2	④明らかな唇や喉(まぶた)、顔面全体の腫れ				4	⑬血圧低下、意識レベル低下～消失、失禁
		3	⑤飲み込み辛さ			【消化器】	1	⑭軽い腹痛、単発の嘔吐
		4	⑥声枯れ、声が出ない、のどが締め付けられる				2	⑮明らかな腹痛、複数回の嘔吐・下痢
	【呼吸器】	1	⑦鼻汁、鼻閉、単発の咳				3	⑯強い腹痛、繰り返す嘔吐や下痢
		2	⑧時々繰り返す咳					
		3	⑨強い咳き込み、声がれ、ぜん膈(ぜーぜー、ヒューヒュー)、呼吸困難					
	6. 症状経過	時間	症状	血圧 (mmHg)	脈拍 (回/分)	呼吸数 (回/分)	体温 (℃)	備考欄
		:						
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
7. 記録者名								
8. 医療機関	医療機関名	主治医名	電話番号	備考欄 (ID番号など)				

アレルギー-医療機関情報リスト(例)

アレルギー対応の医療機関一覧

No	※ 医療機関名	所在地	電話番号	相談	検査			※ エピペンの 処方	※※※ 緊急時対 応
					一般血液 検査	抗体検査	皮膚テスト		
1	〇〇病院	〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	
2	〇〇クリニック	〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		〇				
3									

No欄に〇印のある医療機関：追加された医療機関または追加項目があった医療機関

※アンケート調査によりマップ掲載可能と回答があった医療機関(実施している機関で掲載されていない機関もあります)

※※小児食物アレルギー負荷検査：厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、地方社会保険事務局長に届け出ている医療機関において、9歳未満の入院中の小児に対して実施する。

※※※緊急時対応(アナフィラキシーショックを起こした時の緊急時の対応、アドレナリン注射等の対応を含む)：児童施設・学校で事前に受診の方法等について相談しておくこと。また、緊急時には連絡を入れ、医師と相談後、受診すること。

救急医療機関(診療科目に小児科がある機関)一覧

医療機関名	所在地	電話番号
1 〇〇大学医学部附属病院	〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
2 〇〇病院	〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
3		
4		
5		

食物アレルギー対応献立表(例)
 学校給食献立表

〇〇市立〇〇小学校

日	曜日	献立名	使用する食品名			アレルギーたんぱく質(€)
			赤(あか)の食品 おもに体をつくる食品	緑(みどり)の食品 おもに体の調子を整える食品	黄(き)の食品 おもにエネルギーのもとになる食品	
1	月	むぎごはん	ぎゅうにゅう			670
		牛乳(ぎゅうにゅう)	ぶたにく なまあげ だいず	にんじん ねぶかねぎ には	テンメシジャン こいくちしょうゆ	
		マーボーじゃがいも	ふたにく	にんじん たまねぎ キャベツ たけのこ	さげ しお トウバンジャン	
		春巻き	くきワカメ	キクラゲ	こいくちしょうゆ チキンエキス	
2	火	コンペパン		もやし きゅうり	ごま ごまあぶら さとう	21.2
		牛乳(ぎゅうにゅう)	ぎゅうにゅう		パン	
		白菜のクリーム煮	ぎゅうにゅう	はくさい たまねぎ にんじん しめじ	じゃがいも こむぎこ バター	
		サケのムニエル	なまクリーム	グリーンピース	サラダあぶら	
3	水	ひじきごはん	サケ	ブロッコリー カリフラワー ホールコーン	バター こむぎこ	26.2
		牛乳(ぎゅうにゅう)	とりにく	にんじん グリンピース ほしいだけ	ドレッシング	
		とうふのみそしる	とろふ	かぼちゃ たまねぎ たけのこ はねぎ	じゃがいも こむぎこ バター	
		さわらのたつたあげ	さわら	キャベツ きゅうり	サラダあぶら	
4	木	きゅうりのあっさりあえ	とりにく あぶらあげ ひじき		ごま ぎゅうにゅう	665
		むぎごはん	ぎゅうにゅう			
		牛乳(ぎゅうにゅう)	しらすぼし わかめ		にぼし(だし)	
		てづくりかけ(しらす・わかめ・ごま)	とうふ むぎみそ おから	たまねぎ にんじん はねぎ	こいくちしょうゆ みりん さけ	
5	金	スナックゴーヤ&フィッシュ	たら たまご		ごま	26.8
		しよくパン	ぎゅうにゅう		ごま ぎゅうにゅう	
		スライスチーズ	たら		ごま	
		牛乳(ぎゅうにゅう)	イカ ベーコン チーズ	トマト たまねぎ なす にんじん	じゃがいも	
6	土	なすとトマトのスパゲティ	レツドキドニー	パプリカ キャベツ きゅうり	ごま	22.7
		イタリアンサラダ	みかんジュース		ごま	
		みかんジュース(100%)			ごま	
					ごま	
7	日	スパゲティ	スパゲティ	スパゲティ	ごま	650
		オリーブオイル				
		オリーブオイル				
		オリーブオイル				
8	月	オリーブオイル				24.6
		オリーブオイル				
		オリーブオイル				
		オリーブオイル				

【お願い】 ※ 食物アレルギー等で対応の必要な場合は、毎日献立表を確認してください。
 ※ 食物アレルギー等で加工食品の成分表や原材料のg数などの詳しい資料が必要な方は、学校へお申し出ください。

食物アレルギー対応調理実習計画書（例）

家庭科主任⇒保健主事⇒栄養教諭等

学年・組	年 組 名 指導者 (クラブ)
実施日時	平成 年 月 日 () 校時
料理名 ○をつける	※教育課程上の位置 (家庭科・生活科・総合・学活・クラブ・その他)
グループ別 調理の場合	① ⑤
	② ⑥
班ごとの	③ ⑦
料理名	④ ⑧

食材の購入 【給食室にお願いするもの】

品 名	数 量	単 価	合計金額	保 存	備 考

【担任が一括購入するもの】

【やむを得ず、家庭から持ち込むもの】

調理実習の実施上の留意点

提出は2週間前（食材発注の都合上、厳守）

- ① 計画書の必要事項（金額は未記入可）を記入して家庭科主任・保健主事のチェックを受ける。
- ② 栄養教諭等に計画書を見せ、食材購入の依頼を行うとともに衛生管理上のアドバイスを受ける。
（アレルギーについて・保存食材についても教えてもらう。）
- ③ アドバイスと下記のチェックリストをもとに実習を行い、終了後計画書を保健主事に提出する。

【計画段階】

チェック

食材の一括購入（家庭からの持ち込みは原則禁止）	
食材の冷凍庫保管（実施日・クラスを明記、家庭科室の冷凍庫へ）	

【調理段階】

チェック

児童の健康観察	
服装・手洗いの徹底	
調理用具・食器の殺菌（塩素消毒）	
刃物・火・ガス等の安全指導	

【後始末段階】

チェック

調理物の冷凍庫保管（実施日・クラスを明記、家庭科室の冷凍庫へ）	
調理器具・食器等の整理・収納	

※保健主事は必要に応じて管理職に相談する。実習日時は板書する。

保存食の採取・保存の方法

- 検体は2週間保存。期間が過ぎたら、担任が廃棄。
- 乾物（常温保存のもの）以外はすべて保存。
- チャックつきビニール袋に入れ、空気を抜いてチャック。
 - ☆ 一つの食材につき50g以上（野菜は洗浄前のもの）
 - ☆ クラスのものをさらに大きな袋に入れ、必要事項を記入
 - ☆ 調理物はすべての材料が入るように。（50g）
 - ☆ 調理がグループ別の場合、それぞれを保存。

食物アレルギー対応作業工程表 (例) 【牛乳除去】

平成 年 月 日 ()

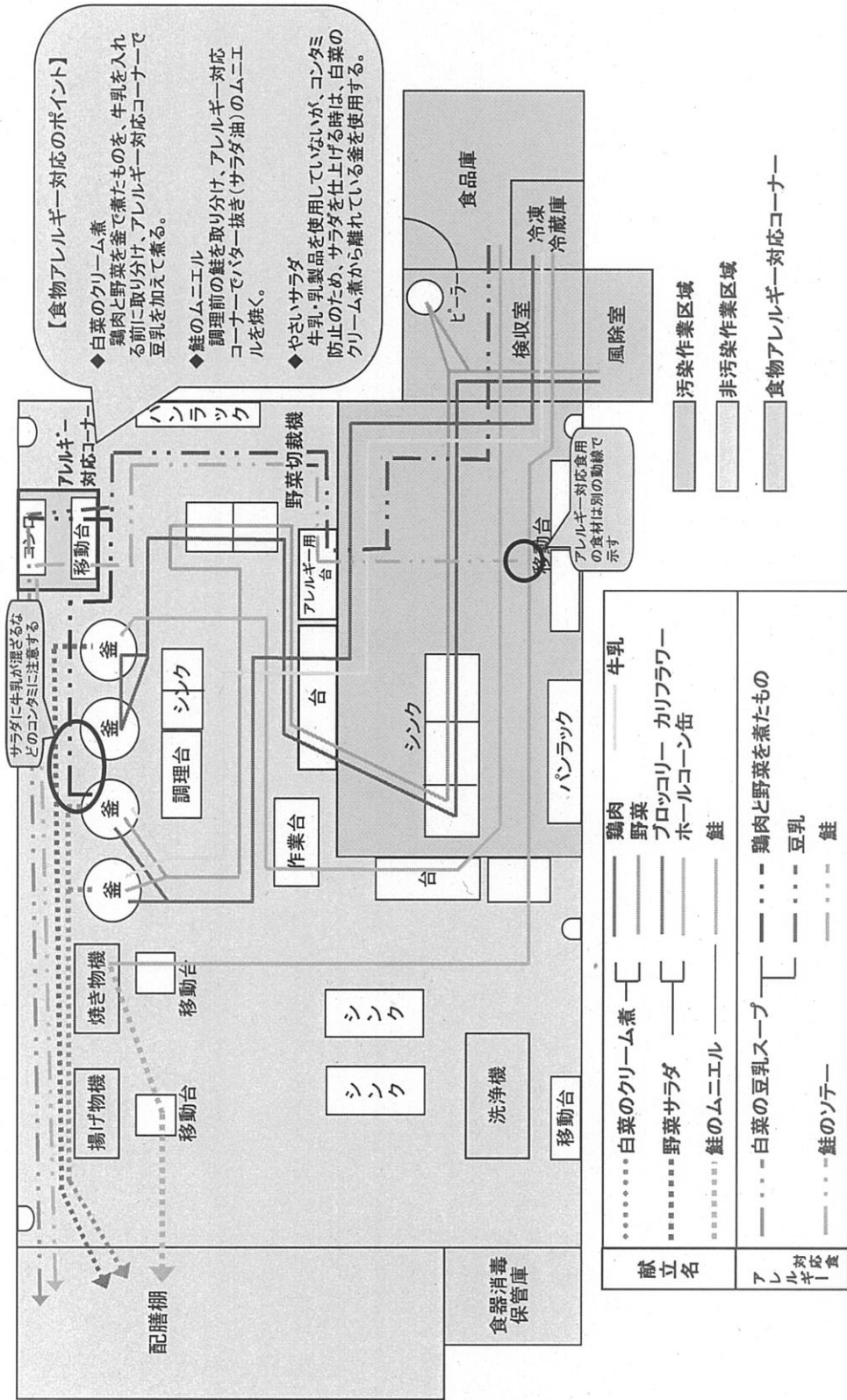
非汚染作業

汚染作業

献立名	担当者	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00
白菜の クリーム煮	A	検収	ルウ作り(牛乳)	鶏肉炒める・煮込み・調味	鶏肉入れ	鶏肉炒める・煮込み・調味	鶏肉入れ	鶏肉炒める・煮込み・調味	鶏肉入れ	鶏肉炒める・煮込み・調味
	B	<下処理> 白菜、人参、玉ねぎ エプロン交換 手洗い 靴履き替え	白菜、人参、玉ねぎ、じゃがいも切り	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋
野菜サラダ	C	ブロッコリー カリフラワー	ブロッコリー切り カリフラワー切り	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋
	D	その他 アレルギー用クリーム煮 アレルギー用ムニエル アレルギー用ムニエル	コーン缶切り ドレッシング開封	アレルギー対応食 ○年○組 ○○○○ クリーム煮(牛乳除去・豆乳代替) ムニエル(バター除去・サラダ油代替)	食器用意	【クリーム煮】 煮込み・調味(豆乳) 【ムニエル】 焼き(サラダ油)	【クリーム煮】 煮込み・調味(豆乳) 【ムニエル】 焼き(サラダ油)	【クリーム煮】 煮込み・調味(豆乳) 【ムニエル】 焼き(サラダ油)	【クリーム煮】 煮込み・調味(豆乳) 【ムニエル】 焼き(サラダ油)	【クリーム煮】 煮込み・調味(豆乳) 【ムニエル】 焼き(サラダ油)
ムニエル	E	鮭下味	バターを溶かす	鉄板準備	鮭を焼く	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋
	F	牛乳数え	小麦粉をまぶす	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋	エプロン手袋

作業工程表を作成するに当たっては、献立名、担当者名、タイムスケジュール、衛生管理点が記載されていること。

食物アレルギー対応作業動線図 (例) 【牛乳除去】



<ポイント>

- ・牛乳は除去する食品なので、アレルギー対応食に混ざらないよう、注意を促すため黄色の動線で示した。
- ・鶏肉、鮭は汚染度の高い食品なので赤色の動線で示した。
- ・野菜サラダは、汚染されたくない献立であることと、コンタミに注意するよう青色の動線で示した。

「学校給食で誤食のあった事例報告」・「学校給食が原因で食物アレルギー症状が発症した事例報告」

報告日 : 平成 年 月 日

学校名	<input type="text"/>		
記入者	職名	氏名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>		E-mail <input type="text"/>

※ に、該当する番号や記述を記入してください。

1 発症(誤食)した児童生徒	年齢	<input type="text"/> 歳	学年	<input type="text"/>	性別	<input type="text"/>
2 学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)の提出状況	↑数字記入	1 提出有。管理指導表に基づいて、学校で配慮や管理をしている。 2 提出無。しかし、学校では配慮や管理を行っている。 3 提出無。学校で配慮や管理を行っていないが、本人が除去をしている。 4 これまで食物アレルギー症状を発症したことがない。 5 その他				
3 エピペン®の携帯状況	↑数字記入	1 医師から処方されていて、学校に置いている。 2 医師から処方されているが、学校には置いていない。 3 医師から処方されていない。 4 その他				
4 管理指導表に記載されている原因食品(除去する食品)	<input type="text"/>					
5 発生(誤食)した年月日	平成	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/> 日
6 発症した症状(判断の基準は「報告書作成要領」を参照)	↑数字記入	1 特に症状は現れなかった。 2 アレルギー症状が現れた。 3 アナフィラキシー症状が現れた。 4 アナフィラキシーショック症状が現れた。				
6 発症した症状(該当する口にレを入れてください)	アレルギー症状 <input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり <input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み		アナフィラキシー症状 <input type="checkbox"/> 数回の軽い咳 <input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢 <input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ <input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤		アナフィラキシーショック症状 <input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い <input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 <input type="checkbox"/> 持続する強いお腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	
※その他の症状(具体的に記載してください)	<input type="text"/>					
7 本事例の原因食品	<input type="text"/>					
8 発症(誤食)の原因	【除去すべき食品が学校に伝えられていた】 <input type="checkbox"/> 1 保護者・学校が連携して除去食品の確認をしていたが、除去すべき食品が漏れてしまった。→Q9へ <input type="checkbox"/> 2 保護者又は本人のみが除去食品の確認をしていて、除去すべき食品が漏れてしまった。 【除去すべき食品が学校には伝えられていなかった】 <input type="checkbox"/> 3 学校には連絡をせず、保護者又は本人のみが除去をしていて、除去すべき食品が漏れてしまった。					

学校において食物アレルギー症状が発症した事例報告(学校給食が原因ではない場合)

報告日 : 平成 年 月 日

学校名			
記入者	職名	氏名	
電話番号		E-mail	

※ に、該当する番号や記述を記入してください。

1 発症(誤食)した児童生徒	年齢	<input type="text"/> 歳	学年	<input type="text"/>	性別	<input type="text"/>
2 学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)の提出状況	<input type="text"/> ↑数字記入	1 提出有。管理指導表に基づいて、学校で配慮や管理をしている。 2 提出無。しかし、学校では配慮や管理を行っている。 3 提出無。学校で配慮や管理を行っていないが、本人が除去をしている。 4 これまで食物アレルギー症状を発症したことがない。 5 その他				
3 エピペン®の携帯状況	<input type="text"/> ↑数字記入	1 医師から処方されていて、学校に置いている。 2 医師から処方されているが、学校には置いていない。 3 医師から処方されていない。 4 その他				
4 管理指導表に記載されている原因食品(除去する食品)						
5 発生(誤食)した年月日	平成	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/> 日
6 発症した症状(判断の基準は「報告書作成要領」を参照)	<input type="text"/> ↑数字記入	1 特に症状は現れなかった。 2 アレルギー症状が現れた。 3 アナフィラキシー症状が現れた。 4 アナフィラキシーショック症状が現れた。				
6 発症した症状(該当する口にレを入れてください)	アレルギー症状 <input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり <input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み		アナフィラキシー症状 <input type="checkbox"/> 数回の軽い咳 <input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢 <input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ <input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤		アナフィラキシーショック症状 <input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い <input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 <input type="checkbox"/> 持続する強いお腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	
※その他の症状(具体的に記載してください)						
7 本事例の原因食品						
8 発症(誤食)の原因						

10 発生状況	○発症時間・場所 ○時間経過による詳細		
11 薬使用の有無	<input type="text"/> ↑数字記入	1 内服薬使用 3 なし	2 エピペン®使用
10 医療機関の受診	<input type="text"/> ↑数字記入	1 学校から直接受診をした 2 帰宅後、受診をした 3 受診はしなかった	受診介助者 <input type="text"/> 受診介助者 <input type="text"/>
11 救急車等の要請	<input type="text"/> ↑数字記入	1 あり 2 なし	
12 入院の有無	<input type="text"/> ↑数字記入	1 あり 2 なし	
13 再発防止策			

【引用・参照資料】

- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
(平成 20 年 3 月 公益財団法人日本学校保健会)
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
(平成 27 年 3 月 文部科学省)
- ・学校の管理下における食物アレルギーへの対応調査研究報告書
(平成 23 年 3 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- ・学校給食調理従事者研修マニュアル
(平成 24 年 3 月 文部科学省)
- ・食物アレルギー緊急時対応マニュアル
(平成 29 年 3 月 東京都)

※ マニュアル中、「学校における食物アレルギー対応フローチャート」は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の掲載内容を改変。

【その他参考資料】

- ・厚生労働科学研究班による食物アレルギーの栄養指導の手引き 2011
(厚生労働科学研究費補助金 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業)
- ・厚生労働科学研究班による食物アレルギーの診療の手引き 2014
(厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等克服研究事業)
- ・食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小中学校編
(平成 17 年 4 月 公益財団法人日本学校保健会)
- ・ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギーの基礎知識 2012 年 改訂版
(独立行政法人環境再生保全機構)
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版
(平成 27 年 2 月 文部科学省、公益財団法人日本学校保健会)
- ・学校におけるアレルギー疾患対応資料 DVD
(平成 27 年 3 月 文部科学省、公益財団法人日本学校保健会)

【改訂の経緯】

初版 平成25年6月 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル作成

2訂 平成26年7月 学校における食物アレルギー対応マニュアル改訂

<主な改正点>

- 1 食物アレルギーの対応は、給食時以外にも必要であることから、マニュアル名を「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に変更した。
- 2 「アレルギー疾患管理指導願」に関する記述を削除し、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に改めた。
- 3 「学校給食における食物アレルギー対応フローチャート」の改正、及び一部様式の全面改正を行った。さらに、「学校給食のない学校における食物アレルギー対応フローチャート」を追加した。

3訂 平成28年7月 学校における食物アレルギー対応マニュアル改訂

<主な改正点>

- 1 「アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応の流れ」の図を全面改訂し、「食物アレルギー・アナフィラキシー緊急時対応マニュアル」を追加した。
- 2 資料「主治医の先生へ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成についてのお願い」を追加した。
- 3 「その他参考資料」の欄に、新たに発行された資料を追記した。

4訂 平成30年3月 学校における食物アレルギー対応マニュアル改訂

<主な改正点>

- 1 県としての基本方針を加え、全面的に改訂した。
- 2 「学校給食における食物アレルギー対応フローチャート」と「学校給食のない学校における食物アレルギー対応フローチャート」を統合した。
- 3 事故発生時（アナフィラキシー）の教職員緊急対応マニュアルを全面的に改訂した。
- 4 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を一部改変した。
- 5 様式集に「保護者用啓発資料」、「食物アレルギー症状の発症事例等報告様式」を追加した。

学校における
食物アレルギー対応マニュアル【4訂】

平成30年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-6960 FAX048-830-4971

